

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

チアパスにおける先住民民族運動(VII) : 女性革命法の提起と先住民女性運動の展開

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1999-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 致広, Kobayashi, Munehiro メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1621

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



チアパスにおける先住民族運動（Ⅶ）

——女性革命法の提起と先住民女性運動の展開——

小林 致 広

はじめに

チアパスの先住民女性はサパティスタ運動の構築や展開にどのように関与し、支持基盤組織である先住民共同体でのさまざまな決定事項にどのように参加してきたのだろうか。この設問に関する情報はきわめて限られた形でしか得ることができない。当事者であるチアパスの先住民女性の生の声については、断片的なものなら、いくつかの資料から集めることができる。しかし、その大半は外部の非先住民の調査・研究者や報道関係者によって採録・編集されたものである。また、先住民女性が属する社会組織の公的な立場の表明とか、彼女たちが被っている抑圧の実態についての告発は、いくつか集会や会合の議事録などに記録されることもある。現時点で利用できる資料としては、数多くの女性とのインタビューなどに基づくギオマール・ロピラの著作⁽¹⁾、および1994年の蜂起以降に開催された女性問題や先住民問題に関連する会議や会合におけるさまざまな女性の発言などを収録した二つの資料集⁽²⁾、そして1997年12月アクテアル虐殺事件に関連して出版された女性と暴力を巡る論文集⁽³⁾の4点をあげることができる。

本稿では、1994年の蜂起直後にEZLNによる「女性に関する革命法」が公表されたことを契機に、チアパスの先住民女性がどのような対応を示し、自らの問題をめぐる諸種の議論に参加するようになっていく過程を明らかにしたい。紙幅の都合上、考察の対象とする期間は1994年に限定することにした。

(1) EZLNの「女性に関する革命法」

1994年1月1日の蜂起直前の12月に出版されたというEZLNの機関紙『メヒコの覚醒者』第1号には、いくつかの革命法が収められている。そのひとつが「女性に関する革命法」であり、以下10カ条で構成されている。⁽⁴⁾

EZLNの女性に関する革命法

われわれメヒコ人民の解放という正義の闘いにおいて、EZLNは、人種、信条、肌の色、政治党派を問うことなく、女性を革命闘争に編入している。唯一要求されることは、搾取されている人民の要求を自らのものとし、革命の定める法と規律を遂行、実践するという決意である。しかも、メヒコの女性労働者の置かれている状況を踏まえた平等と正義という女性の正当な要求は、以下の「女性に関する革命法」に組み込まれる。

- ①人種、信条、肌の色、政治党派を問うことなく、自らの意志と能力に応じた部署や度合いで、女性は革命闘争に参加する権利をもつ。
- ②女性は労働し正当な賃金を受け取る権利をもつ。
- ③女性は産み育てるこどもの数を決める権利をもつ。
- ④女性は共同体の問題に参加し、自由かつ民主的に選出され役職につく権利をもつ。
- ⑤女性とこどもは健康ならびに食事に関し優先的配慮を受ける権利をもつ。
- ⑥女性は教育を受ける権利をもつ。
- ⑦女性は配偶者を選ぶ権利と強制的に結婚させられない権利をもつ。
- ⑧いかなる女性も、家族や他人によって身体的な暴力や虐待を受けてはならない。婦女暴行未遂や婦女暴行の犯罪は厳罰に処される。
- ⑨女性は組織の指導部の役職につき、革命軍の士官となれる。
- ⑩女性は革命の法と規律が定めるすべての権利と義務を享受できる。

この「女性に関する革命法」は、1993年の3月8日、つまり国際女性の日

に制定されたものといわれる。その過程については、副司令官マルコスの1994年1月26日付けの書簡から部分的に知ることができる。⁽⁵⁾それによると、一連の革命法を協議するため、1993年3月に先住民革命地下委員会が招集された。司法、農業、戦時の義務と権利に関する委員会とともに、女性に関する委員会も先住民女性の要求に基づいて開催された。それに先立って、数百の先住民共同体で協議が行われ、「女性に関する革命法」に関する先住民女性の意見が集約された。チアパス高地地域の共同体における協議はラモーナ、スサーナという2名の女性司令官が担当したという。⁽⁶⁾

当日、スサーナ司令官によって、数千人も先住民女性の意見を集約した提案が読み上げられるにつれ、先住民革命地下委員会の男性メンバーのあいだでざわめき起きたという。そのざわめきに対して、「私たちはいやな相手とむりやり結婚させられるのはごめんだ。欲しい数だけの、育てられる数だけのこどもを持ちたい。私たちは共同体の役職を担いたい。自分のことばで話したいし、それを聞いてほしい。私たちは学び、運転手になる権利までを持ちたい」とスサーナは叫びながら、最後まで提案を読み上げた。提案が各言語に翻訳され終わると同時に、女たちは拍手喝采し、男たちは頭をかきむしってしまったという。マルコスによれば、EZLNにとってはこれこそが最初の蜂起であるという。

「女性に関する革命法」の特色は、労働者という立場からメヒコの女性全般が獲得すべき権利を規定していることであり、先住民女性という視点は前面に出されていない。EZLNが公表した最初の文書である『メヒコの覚醒者』にはそもそも先住民という語がいったい採用されていないし、EZLNの指導部である先住民革命地下委員会（CCRI）の存在も明らかにされていなかった。また、第9項に「革命軍の士官」という言葉が出てくるものの、革命運動の担い手である武装した女性サパティスタのためだけの法というものではない。

フェミニストの対応

紛争地域の先住民女性の生活状況を視察するためチアパスの地に赴いた女性グループによって、1994年1月31日に「ロサリオ・カステジャーノス—3月23日女性集団」が結成される。その最初の声明では、武器をとって戦っているEZLNの戦闘員の3分の1が女性であることに言及し、それが男女の平等を求める女性の戦いの一環であると評価し、憲法4条の改正、対等な女性の権利を拡張するための憲法改正などを要求している。⁽⁷⁾

一方、メヒコの急進的なフェミニスト組織が、EZLNの「女性に関する革命法」に対して示した姿勢は違和感と共感のないまぜのものであったといえよう。女性調査能力養成センター（CICAM）の共同討議を踏まえて作成された報告に基づき、メヒコの急進的フェミニストの対応を要約すると次のようになる。⁽⁸⁾

現在の父権的な社会の在り方の変革をめざしているメヒコの急進的フェミニストにとって、EZLNのコミュニケにみられる語りや行動は、ふたつの意味で、きわめて父権的なものと映ったという。まず第一に、国家の暴力と戦えるのは暴力のみであり、とくに持たざる者、被抑圧者の暴力は有効なものであるという認識は、平和主義を掲げるフェミニストの考えと相容れないものである。もうひとつは、戦うこと、人を殺し、死ぬことを認めるという倫理そのものである。戦争宣言を発し、自らを国際法上の交戦団体と認知することを要求することは巧妙な戦略ではあるが、基本的には戦争という狂気を制度化している現在の「父権的な」社会の在り方を肯定するものでしかない。それは、EZLNの美辞麗句や約束の言葉を単純に信じられるのかという根源的な問い掛けでもある。

それゆえ、「女性に関する革命法」の評価はきわめて難しい作業になるという。女性に関する革命法は女性のための一定程度の復権だけを企てているという点において、フェミニストの革命法とは評価できず、批判的で自覚的な女性としての生活体験を踏まえた共同体からの提案とも評価できない。現

状では、先住民女性の姿が見えず、戦争状態により彼女たちの生の声にアクセスできない。それゆえ、「女性に関する革命法」が日々の父権的で暴力的な慣習に直面している先住民女性たちによる具体的な討論の成果なのか、伝統的に男性の役割とされる分野に先住民女性を組み込む必要性や民主的なイメージを提供するために一部の指導層が戦術的に作成したものが、まったく不明であると留保する。戦闘という危機状態においては、その場かぎりの言葉だけの女性に対するこのような評価がなされることは、ゲリラの歴史のなかでは周知のことである。戦闘の要員として女性を隊列に組み込むことは、暴力と死という支配者の制度に女性を組み込むことであり、フェミニストにとって前進であるとは評価できないとする。

1月中旬の戦闘中止、EZLN部隊の密林部への後退、政府軍の反乱地区に対する包囲網形成により、EZLN先住民女性がフェミニストのこのような疑問に積極的に答える機会はほとんどないといってよい。彼女たちが部分的にでも生の声を伝える場となるのは、1994年2月中旬からのサンクリストバル市の大聖堂での政府とEZLNの対話交渉の場であった。

(2) 政府との対話・交渉における先住民女性問題

1994年2月中旬から3月初旬にかけてサンクリストバル市で行われた政府代表团との交渉において、サパティスタ側代表团は34項目にわたる要求事項を提出していた。そのうち先住民女性の要求項目は第29番目の項目に含まれていた。具体的には以下の12項目が挙げられている。⁽⁹⁾

サパティスタの先住民女性の要求

(29) 先住民女性の要請は以下のとおりである。

- a) 農民の女性が必要な医療を受けられる産婦人科医のいる出産診療所。
- b) 共同体に託児所を建設する。
- c) すべての農村共同体のこどもに、牛乳、トウモロコシ粉、米、トウモ

ロコシ、大豆、食用油、インゲン豆、チーズ、卵、砂糖、スープ、燕麦などの食料を政府が十分に提供するよう要求する。

- d) 共同体のこどものため、あらゆる機能を備えた調理場や食堂を建設すべきである。
- e) 家族の数に応じて各共同体にトウモロコシ製粉所とトルティージャ製造所を設置すべきである。
- f) 鶏、兎、羊、豚などの飼育場の建設計画をわれわれ自身の手で実施し、技術指導員と獣医を配備すべきである。
- g) かまどや資材の揃ったパン製造所計画を要請する。
- h) 機械と原料の揃った工芸品製作所を建設すべきである。
- i) 工芸品を正当な値段で販売できる市場を作るべきである。
- j) 女性が技術能力の養成を受けられる学校を建設すべきである。
- k) こどもが楽しみ、精神的、肉体的に健康に成長できるよう、農村共同体に就学前・母親学校を作るべきである。
- l) われわれ自身の移動、われわれの各種の計画の生産物を輸送するため、十分な輸送手段をわれわれ先住民女性も所有すべきである。

ここに挙げられている12項目は、先住民女性が生活のなかで日々直面している物質的問題を解決するための方策であり、「女性に関する革命法」の実施は要求項目には含まれていない。歴代の政府が解決しようとしなかった経済、食料、医療、教育面での諸問題を解決することが要求されている。つまり人間として生活するにあたっての最低限の物質的条件を整えることが、政府という外部権威に対して要求されているのである。この点に関して、副司令官マルコス⁽¹⁰⁾はサパティスタの女性同志の次のような発言を紹介している。

「要求することと、課することがあるのです。私たちは最低限の物質的条件を整えるように要求します。私たちに自由を与え、尊重するよう要求はしません。なぜならば、私たちの自由や尊厳は、男性同志や政府が認めるか否

かにかかわらず、課していくものなのです」

その一方で、「女性に関する革命法」で謳われている理念は、政府との交渉によって権威者から認めてもらおうという性格のものではなく、自らの生活の場である家族、共同体、あるいは EZLN という組織の内部で獲得すべきものとされている。女性の政治的参加と決定権、連れ合いの選択の自由、家庭内外の暴力からの保護、こどもの数の決定権、食料や医療サービスを受ける優先的な権利など、「女性に関する革命法」で謳われている権利は、連れ合いや家庭、組織や社会のなかで、具体的に戦い、協力しながら獲得する性格のものである⁽¹¹⁾。それゆえ、対政府交渉における要求項目とならなかったのである。

政府側の回答

一方、サパティスタ側の提案に対する政府側の回答は次のようになっている。⁽¹²⁾

(29) チアパスで提起されている重要な変革のひとつが、家族との関係、女性労働、女性の共同体への参加、女性の文化的発展に関し、農民・先住民女性の置かれている諸条件を改善することである。そのため、変革の過程において、女性の福祉や自由をめぐる新しい空間が開発できることを勘案し、多様な要求に関して女性を支援することが重要である。

共同体や共同体における諸価値の継承を強化するうえで、先住民女性が家族や共同体のなかで果たす役割は決定的なものとなる。

- A) 診療所は上述の保健衛生計画の一環に組み込まれる。
- B) 共同体の協力により、保育所建設を推進する。
- C) 食料援助は前述の栄養改善計画によって実施される。
- D) 教育・能力養成計画の一環として、共同体と協力し、調理場、食堂建設を援助する。
- E) 家族の数に応じて、集落にトウモロコシ製粉場やトルティージャ製造

所を設置することを援助する。

- F) 資格養成の統合的計画の一環として、必要な技術指導のもと、鶏、兎、羊、豚の飼養場計画を導入する。
- G) 必要な道具、資材を備えた小規模な製パン場計画を援助する。
- H) 工芸品製造所の建設、機械や原材料の取得を援助し、チアパスの工芸品の国内・国際市場の開拓を促進する。
- I) 先住民女性の技術能力養成計画を推進する。
- J) 教育の統合的計画の一環として、こどもを健全に育てるための就学前・母親学校を農村共同体に建設することを援助する。
- K) すでに言及した他の諸点に関しても、女性独自の組織を基盤として、共同体が多目的で使用できる輸送体制を援助する。

社会開発省 (SEDESOL)、家族統合発展局 (DIF)、厚生省は、共同体毎に実施の期間と責任者を定め、対応する行動計画を60日以内にまとめる。

以上の政府側の回答は、EZLN側の12の要求項目よりひとつ少ない11項目となっている。しかし、これは前者のh)、i)という要求項目が、政府側の回答ではまとめられて回答されているためである。要求されている項目に関係している諸機関、つまり先住民地域の社会的経済的基盤の整備事業に係わっている社会開発省、こどもや母親の生活福祉に係わっている家族統合発展局、そして健康医療を管轄する厚生省という政府の部局が、個別の共同体の現状を踏まえて、対策を講じるというものである。政府側の基本姿勢は「対応する行動計画を60日以内にまとめる」という文言にすべて表れており、その結末ははっきりしていた。つまり空約束でしかなかった。

(3) 改革法をめぐる議論

サンクリストバル市でEZLNと政府との交渉が展開する過程において、

「女性に関する革命法」や先住民女性の対政府要求をめぐる議論は、EZLN以外の先住民女性やさまざまな女性組織のあいだでも展開された。いち早く発言したのは交渉に参加した二人の先住民女性司令官、ラモナ司令官とアナ・マリア少佐と会見した首都圏のフェミニストである。そこでは、中絶の権利と女性の土地所有権の認知が先住民女性の要求に含まれていないことが指摘されている。⁽¹³⁾

中絶の権利をめぐる論争

「女性に関する革命法」と政府交渉における要求項目において、女性の再生産の権利に関する項目は明記されている。しかし、チアパスの先住民女性は中絶の権利の保障という要求を掲げていないことが都市部のフェミニストにはよく理解できなかったようである。

政府交渉に出席した2名の先住民女性とのインタビューにおいて、先住民共同体における女性の再生産の権利に関する議論が話題となっている。そのなかで、EZLNのメンバーである彼女たちが「女性に関する革命法」の協議に赴いた共同体における議論のなかで、中絶が討論されたことはなかったかという質問が提出されている。2人の女性はそのような議論はなかったと言明している。アナ・マリアは中絶すべきではないという信念が先住民共同体に存在していることが議論のなかった理由としている。記者団が危険な状態で行われる中絶の失敗で死ぬ女性がいる実態を指摘すると、そのような目に遭う若い少女がいることは承知していると対応している。また、安全な中絶手術が保障されるなら、先住民女性は診療所に赴くかという質問には、話題を変え、直接的には答えてはいない。そして、アナ・マリアは多くの共同体で次のような実態があることを紹介している。

「われわれが伝統があるという場合、それはいつも同じことを続けていくという意味ではありません。確かに、多くの共同体で、妊娠したことを報告せず、中絶しようとした女性が罰せられることがあります。このような事態

が起きた場合、家族が彼女を迫害し、罰することを恐れて、大半の女性は助産婦とか、呪医のもとを訪れ、中絶するように依頼するものです。私が知っている共同体では、少女を妊娠させた男から罰金を徴収するか、その男を縛りあげ、数日間投獄し、少女の面倒を見るよう命令するというものです⁽¹⁴⁾

少なくとも、EZLNの支持基盤組織では中絶をめぐる議論がなかったことは確かだろう。一方、都市部のフェミニストがEZLNの中絶をめぐる姿勢を十分理解していなかったことは事実である。そのことは、EZLNの刑法改正要求に答える形で、チアパス州知事代行が1994年4月に1990年制定の刑法を見なおすことを契機に展開した論争に如実に表れている。知事代行が州議会に提出した州刑法の改正案では、中絶は妊娠した生命の死と規定し、実施した女性と医者が処罰の対象とされている。処罰されないものとしては、暴行や女性の意志に反する人工受精による妊娠、胎児にHIV感染や奇形児・精神障害が予測される場合など5つの例外が規定されているが、いずれも3カ月以前の中絶でなければならない⁽¹⁵⁾。

この州刑法改正はEZLNの要求に基づくものであるという報道が行われた。それに対し、メヒコの代表的なフェミニストのマルタ・ロマスは、EZLNの姿勢にはバチカンの意向が強く影響しており、その姿勢は「女性に関する革命法」の姿勢と矛盾するという批判を展開した。この批判に対して、EZLNは報道が誤っていることを指摘し、中絶の処罰を要求していないことを明らかにした。そして、先住民女性たちが中絶を行っているが、それは彼女たちの自発的な意志ではなく、「長期間にわたる栄養不足」によるものであると指摘し、EZLNの女性同志は中絶のための病院を要求していないことを明らかにしている⁽¹⁷⁾。

非サパティスタの先住民女性による議論

1994年1月にEZLNの「女性に関する革命法」が公表されると、チアパス高地地域の先住民女性が参加している民芸品生産者地域連合（J' pas

Joloviletik) や先住民女性独立組織 (OIMI) が中心となって、「女性に関する革命法」や先住民族の権利に関する憲法第4条の改正をめぐる議論が徐々に展開していった。これらの組織は、非政府組織である州先住民医師組織 (OMIECH)、サンクリストバル司教区女性調整委員会 (CODIMUJ) が調整役となるかたちで、チアパス州の市民抵抗運動に積極的に関与していく。連邦軍の地域からの撤退、自治を求めて戦っている先住民共同体への迫害停止を要求するとともに、先住民言語による情報がマスコミでまったく行われていないことに対する抗議が提出されている。⁽¹⁸⁾

1994年5月19・20日の両日、サンクリストバル市で、J' pas Joloviletik, OIMI, OMIECH, CODIMUJ など非政府組織の呼び掛けによって、「われわれの習慣と伝統のなかで女性の権利」というワークショップが開催された。このワークショップにはチアパス高地地域 (8地区、ツェルタルとツォツィル)、国境隣接地域 (トホラバル) と山岳地域 (マム) など10地区、4つの先住民族集団から50名を越す先住民女性が参加した。その多くは織物や土器など民芸品の生産者協同組合の運営に参加している先住民女性だった。彼女たちは、家庭内暴力や先住民女性であるために被ってきた差別や抑圧について議論するとともに、連邦政府が企てていた先住民の権利に関する憲法第4条改正案や運用規則について分析を行った。⁽¹⁹⁾ また、ワークショップに参加した行政地区や民族集団の数が限定されていたことから、より広範な参加を呼び掛けることが確認された。

7月14日には、チアパス高地地域の10地区、27共同体の先住民女性の会合がサンクリストバル市で開催された。参加者の大半は、J' pas Joloviletik と OIMI の先住民女性メンバーで、討論は基本的には先住民言語で行われた。討論の通訳や討論内容や要求事項を記録するため、J' pas Joloviletik、サンクリストバル女性組織やコミタンの女性のための調査活動センター (CIAM) の顧問をしているラディーノ女性たちも参加していた。⁽²⁰⁾ 会合では、6月にアルタミラーノ地区のサンタ・ロシータ・シバキルで起きた検問所の

軍兵士による3名のツェルタル女性の暴行事件関係者の厳正な処罰を要求するとともに、8月4日の抗議行動に参加することが決議された。さらに共同体の役職や家庭内での労働における男女の平等保障、学校教育を受ける権利、共有地やエヒード農地保有権の保障、先住民女性を迫害するカシュラン（ラディーノ）の処罰を規定した法律の制定が要求されている。

チアパス州女性会議

この7月上旬の会合の参加者の大半を占めていた2組織、J' pas JoloviletikとOIMIは7月2・3日に開催された第1回チアパス州人民会議に参加していた。この第1回チアパス州人民会議に参加した女性たちが中心となり、7月28・29日にサンクリストバル市で第1回チアパス州女性会議（Convención Estatal de Mujeres, CEM）が開催された。会議の目的は、女性の基本的要求の実現に向けて協力関係を築き、組織化を推進し、和平プロセスに参加する体制を構築することであった。14の女性組織や個人資格で、約100名の先住民と非先住民女性（ほぼ同数）が会議に参加した。主な参加者はチアパス高地地域に限られ、チアパス州全域から女性が参加したわけでもなく、現状報告が主体となり、8月に実施される民族民主会議（CND）や選挙を視野に入れた政治的な議論が優先し、先住民女性の抱える問題の解決に向けた議論は徹底したものはならなかった。⁽²¹⁾

会議では、①選挙プロセスと女性の投票、②EZLNと政府の対話、③先住民の権利の3テーマに別れて議論が行われた。とりわけ、先住民女性と非先住民女性のあいだで見解が別れたのは、「民主的な組織」の内部においても指導的な役職に女性が就任することや女性独自の組織化が認められていない現状にどのように対処するかであった。⁽²²⁾ 会議における合意は、チアパスにおける人権抑圧の状況に関するものと、8月のCNDの会議に関連するものに大別できる。前者に関しては、軍兵士によるツェルタル女性への暴行、検問所での性的嫌がらせ、J' pas Joloviletikや民衆健康教育サービス推進委

員会（PRODUSEP）など農民・先住民女性に関連した活動をしている組織への嫌がらせ、州知事候補アマード・アベンダーニョの交通事故をよそおった襲撃などに対する告発が行われている。後者に関しては、チアパス女性5名をCND総会に代表派遣すること、5つの部会において、日常生活の改善につながる要求、資源の分配に関する男女、先住民・非先住民の平等の保障について議論する場を設定すること、男女同数で構成される制憲議会設立、家庭、教育、労働、保健衛生、共同体、政府や社会組織における男女の平等参加を保障する憲法の制定などが採択されている。とくに、家庭生活に関する問題としては、男性が女性の権利を認知することの必要性が強調され、配偶者の選択の自由、こども養育の権利と責任の対等な分担、男児と女児の平等な扱い、こどもの数の決定、離婚時の母親への親権付与と父親の養育義務の明確化、女性を虐待する男性に対する処罰、そして、未亡人を含めた女性の土地相続権の認知などが要求されている⁽²³⁾。

この会議で採択された決議を踏まえ、チアパス州の女性組織は、8月7日からチアパス州のラス・マルガリータス地区グアダルーペ・テペヤックのアグアスカリエンテスで開催された第1回CNDに参加した⁽²⁴⁾。当初、5つの作業部会においてCEMは意見表明する機会を保障されていたが、実際には5つの作業部会における決定案の策定に女性の意見が十分には反映されていなかった。この事態を踏まえて、国内の54の女性組織は、CNDの全体集会で意見書を提出した。そのなかで、女性があらゆるレベルで対等に参加できるシステムの確立、そのための父権的制度の打破、性別と民族集団に関して比例配分による参加制度の保障、母性、セクシュアリティ、再生産の権利を自ら決定する自由の保障、制憲議会で男女の平等に関する法案（憲法3、4、27、123条など）を定めることなどが提案された⁽²⁵⁾。また、人類学者マルセラ・ラガルデは、組織に属することのない女性の参加なしに議論される憲法は父権的であり、メヒコの日常生活を再構築する基盤とはなりえないとし、フェミニズムを社会全体の財産とすべきであると主張する「新憲法制定議会にお

けるフェミニスト」という発表を総会に提出している。⁽²⁶⁾

統一選挙では、大統領選挙、国会議員選挙、チアパス州選挙とも PRI が勝利を収めることになった。この選挙結果を受けて市民抵抗が組織され、8月末から9月前半にかけて、チアパス各地で抗議集会、役場や放送局の占拠、道路封鎖などが行われた。こうした状況のなか、10月1・2日にサンクリストバル市で第2回チアパス州女性会議が開催された。

この会議には約30の組織から農民、先住民、市民社会、政党、教員・学生など450名が参加し、それぞれの問題を議論した。農民組織に関する問題では、7月に2組織に分裂した CEOIC のうち⁽²⁷⁾会議に参加した民主独立派に対して女性委員会を即時に設置することが要請された。同時に、市民抵抗や土地占拠への参加を口実にした全国連帯計画資金や農村直接支援計画 (PROCAMPO) 資金の補助金停止という実態が告発された。一方、先住民女性は自らが受けてきた貧しさ、迫害や従属を克服するため組織化を進めてきたのであり、その要求は EZLN の要求と基本的には同一であるとしている。また、スペイン語識字能力の不足により、女性に保障されている諸権利を先住民女性がまったく知らないという現状が強調されている。具体的要求としては行政地区の資金を女性組織育成に充当すること、行政地区、共同体や社会組織の当局者が先住民女性の権利を尊重すること、法律制定作業への先住民女性の参加、充実した医療サービスの提供があげられている。

この第2回会議では、アマード・アベンダーニョを首班とする州移行政府の認知まで戦いを継続すること、市民抵抗を継続し移行政府を樹立すること、チアパス州人民会議と州政府に女性が積極的に参加すること、チアパス州女性会議の代表36名を選出し、1995年2月初旬にケタロ州で開催予定の全国女性会議 (Convención Nacional de Mujeres) にむけて5名の代表委員を派遣することなどが決議された。⁽²⁸⁾

むすびにかえて

1994年1月のEZLN蜂起を契機として、チアパス州や全国の非サパティスタの社会組織、いわゆる市民社会の基盤組織の女性のあいだでは、サパティスタの女性革命法、そして先住民の権利に関する憲法第4条改正をめぐる議論が展開されてきた。1995年2月初旬の全国女性会議は、その直後にケレタロ市で開催される民族民主会議の第3回大会に女性のジェンダーに関連した議題やそれに関連する要求を組み込むために組織されたものである。しかし、民族民主会議が発表した「ケレタロ計画」は女性たちの要求に応える内容を含んだものではなかった。その直後の2月9日、連邦政府軍がEZLNの根拠地や支持基盤組織を軍事的に攻撃する事態が起き、民族民主会議を基軸とした市民社会の運動、アベンダーニョ首班の反乱州政府の運動は頓挫することになる。アベンダーニョ反乱州政府を支持するためのチアパス州人民会議(ADEPECH)への参加をめぐり、CEMはADEPECH参加派と、非政府組織という立場を継続しようとする派に分裂する。また、ADEPECH参加組織も政府との交渉をめぐって拒否派と賛成派に分裂し、CEMは解体することになる。⁽²⁹⁾

その後の先住民女性に関連する運動の展開はおおよそ以下のとおりである。1995年5月、EZLNと政府の対話交渉が始まると、CEMはEZLNと政府との対話にむけた提案を行っている。⁽³⁰⁾1995年6月、EZLNの政治組織化など5項目にわたり市民社会の意見を聴く目的で「平和と民主主義に関する全国協議」を8・9月に実施することがEZLNによって提起された。Daniel Cazésは、質問項目に「市民組織や政府の代表、責任者の役職すべてに、女性の存在と対等な参加を保障すべきか」という項目を付加することを提案した。その提案が採択され、8月に約150万人が参加して実施された全国協議の結果、第6項の提案は93%の賛成で採択された。⁽³¹⁾

1995年10月に始まったサンアンドレス会議の第1テーブル「先住民の権利と文化」の第4部会として「先住民女性の状況・権利・文化」が設置された。

部会においては、①政治・社会・文化モデル、②自治、③土地、④女性と生産過程、⑤健康と再生産の権利、⑥教育と文化、⑦社会福祉とサービス、⑧政治参加、⑨暴力と人権という9つのテーマについて、EZLNと政府に任命された委員が議論を展開した。このサンアンドレス対話での議論を検討するために、12月にはANIPA全国女性集会が開催され、全国から260名参加した。引き続いて、1996年1月には先住民全国フォーラムが開催され、「先住民女性の権利と文化」部会には約200名が参加している。

1966年2月に「先住民の権利と文化」に関するサンアンドレス合意が調印され、1996年10月には、EZLNのラモナ司令官参加のもと、メヒコ市で先住民全国議会(CNI)創設集会が開催された。女性の参加者から女性問題部会設置の特別提案が提出されるが、119票対214票で提案は却下されている。サンアンドレス合意調印後、憲法4条の改正に関するCOCOPA提案を拒否するなど政府側の合意実行を拒否する姿勢が続き、対話・交渉は現在まで中断したままで、先住民の権利に関する憲法改正の議論は頓挫している。

1997年8月になって、オアハカ市で先住民女性全国集会が開催されたものの、先住民女性による復権運動は先住民運動、市民社会の運動と同様に停滞している。同時に、EZLN支持基盤組織や先住民自治地区運動に対する政府や軍の圧力が高まり、先住民女性たちは政府や軍の攻勢に対する抵抗運動の前面に立たざるをえなくなっている。同時に、彼女たちは家族や共同体、社会組織における父権的な「悪い習慣」との粘り強い戦いを展開している。彼女たちは、EZLNの「女性に関する革命法」の内実を日常生活の模範にするための息の長い静かな戦いを継続している。

注

- (1) Guiomar Rovira, *Mujeres de maíz, la voz de las indígenas de Chiapas y la rebelión zapatista*, Virus Editorial, 1996. なお修正版がメヒコのEdiciones Era, 1997から出版されている。なお、スペイン版の第4・7・3章の一部が柴田修子によって翻訳され、それぞれ

- 【ラカンドン】4・5・6号(1999年)に掲載されている。
- (2) そのひとつ Rosa Rojas (ed.) *Chiapas, ¿ y las mujeres qué? 2 tomos*, Ediciones La Correa Feminista. 1995, は女性調査能力養成センターの代表をつとめるジャーナリストによって編集されたもので、1994~95年時点での資料集となっている。もうひとつの Sara Loveras y Nellys Palomo (coord.) *Las alzadas*, Comunicación e Información de la Mujer/Convergencia Socialista, 1997は、1997年9月までの資料集となっている。なお、後者の入手に当たっては佐藤友紀さんの協力を得ることができた。
 - (3) Rosalva Aída Hernández Castillo (ed.), *La otra palabra. Mujeres y violencia en Chiapas, antes y después de Acteal*, CIESAS. 1998.
 - (4) *EI Despertador de México*, no 1, diciembre, 1993. この革命法の翻訳はサパティスタ民族解放軍著『もう、たくさんだ! メキシコ先住民蜂起の記録1』現代企画室, 1995年, 69-70頁参照。
 - (5) “Dicen algunos miembros del EZLN” en *EZLN, Documentos y comunicados*, vol. 1, Ediciones Era, 1994, pp. 106-110.
 - (6) Guiomar Rovira, *op. cit.*, pp. 301-305.
 - (7) ロサリオ・カステジャーノスはチアパス州を題材にした一連の小説で知られる女性作家で、現代メヒコのフェミニズムの先駆者という評価がある。“Declaración del Grupo de Mujeres Rosario Castellanos 23 de Marzo” en *Las alzadas*, pp. 182-183.
 - (8) Ximena Bedregal, “Reflexiones desde nuestro feminismo”, *La Correa Feminista*, no. 8. 1994.
 - (9) 「われわれの要求」『もう、たくさんだ! メキシコ先住民蜂起の記録1』216-223頁。
 - (10) “Despenalización del aborto” en *EZLN, Documentos y comunicados*, vol. 1, pp. 232-234.
 - (11) Matilde Pérez U. y Laura Castellanos, “No nos dejan solas”, *Doble Jornada*, 7 de marzo, 1994.
 - (12) 「チアパスにおける尊敬ある和平のための合意事項(政府側提案)」『もう、たくさんだ! メキシコ先住民蜂起の記録1』, 223-237頁。
 - (13) Matilde Pérez U. y Laura Castellanos, *op. cit.*
 - (14) *ibid.*,
 - (15) 1990年の州刑法は、「家族計画」の一環として中絶を位置付け、経済的理由による中絶の認知などを明記していたが、教会などの反対により施行が3年4ヵ月中断されていた。Candelaria Rodríguez, “Se repenaliza el aborto en Chiapas”, *La Jornada*, 12 de abril, 1994.
 - (16) Marta Lamas, “El EZLN, el Vaticano, el aborto y el estado mexicano”, *La Jornada*, 29 de abril, 1994
 - (17) “Despenalización del aborto” この論争については松久玲子「ラテンアメリカのフェミニズムと民主主義」神奈川大学評論33号(1999年)で紹介されている。
 - (18) Guiomar Rovira, *op. cit.*, pp. 208-212. Nellys Palomo, Yolanda Castro y Crisitina Orci, “Mujeres indígenas de Chiapas: Nuestros derechos, costumbres y tradiciones” en *Las alzadas*, pp. 45-71. なお、J' pas Joloviletikについては、小林致広「チアパスにおける先住民運動(VI)」神戸外大論叢49-1(1998)で紹介している。
 - (19) Lucía Lagunes y Leticia García, “Las indígenas salieron del silencio”, *Doble Jornada*, 6 de junio, 1994. ワークショップにおける議論については、Nellys Palomo, Yolanda Castro y Cristina Orci, *op. cit.*, pp. 45-63に発言の一部が要約されている。また “Mujeres indias, derecho y tradición”, en *Chiapas, ¿ y las mujeres qué? tomo. 1*, pp. 177-189も参照。

- (20) Sara Lovera, "Indígenas por una nueva vida", *Doble Jornada*, 1 de agosto, 1994.
- (21) Mercedes Olivera, "Aguascalientes y el movimiento social de las mujeres chiapanecas", en Silvia Soriano Hernández (coord.), *A propósito de la insurgencia en Chiapas*, ADICH, 1994, pp. 57-81.
- (22) Nellys Palomo, Yolanda Castro y Crisitina Orci, *op. cit.*, p. 65.
- (23) "Resumen de los acuerdos finales de la primera sesión de la convención estatal de mujeres", en *Chiapas, ¿ y las mujeres qué?* tomo. 1, pp. 190-195.
- (24) 6千人を越す会議参加者の35%, 州代表者の20%, 会議執行部の21%, 会議運営委員の50%が女性であった。Marcela Lagarde, "Nuestra presencia en la CND", *Doble Jornada*, 5 de septiembre, 1994
- (25) チアパス州の組織としては、サンクリストバル女性集団, チアパス女性会議, J' pas Joloviletik, OIMI, 先住民解放闘争マヤ民族調査委員会・インディオ民族独立戦線 (COLPULU-MALI-FIPI), チアパス高地先住民組織・インディオ民族独立戦線 (ORIACH-FIPI), チアパス自治大学, イツムナー (コミタン), コス委員会などがあつた。"Las mujeres ante la Convención Nacional Democrática" en *Las alzadas*, pp. 204-206.
- (26) 発表は Daniel Cazés によって代読された。同趣旨の論文は総会前日の *La Jornada* に投稿されている。Marcela Lagarde, "El feminismo en la nueva Constituyente", en *Las alzadas*, pp. 185-203. "Hacia una nueva Constituyente desde las mujeres", *La Jornada*, 6 de agosto, 1994.
- (27) CEOIC の分裂に関しては, 小林致広「チアパスにおける先住民運動 (Ⅱ)」神戸外大論叢 45-5 (1994) で論じている。
- (28) "Resumen de los acuerdos finales de la segunda sesión de la convención estatal de mujeres", *ibid.*, pp. 196-199.
- (29) この過程については, Gaspar Morquecho, "Las mujeres en la Asamblea Estatal del Pueblo Chiapaneco" en *Chiapas, ¿ y las mujeres qué?* tomo. 2, pp. 151-157.
- (30) CEM, "Plataforma de las mujeres para la diálogo" en *Chiapas, ¿ y las mujeres qué?* tomo. 2, pp. 190-212.
- (31) 1995年夏までの過程については, Rosa Rojas, "De la primera Convención Nacional de Mujeres a la Consulta Nacional del EZLN", en *Chiapas, ¿ y las mujeres qué?* tomo. 2, pp. 3-70. 参照。